

1. 70歳以降の在職老齢年金のお話

今年の4月の法改正により従来は65歳以上70歳未満の人が対象とされていた、現役で働く人の年金額と給料等の合わせた額により年金額を減額する65歳以上70歳未満の在職老齢年金制度が、70歳以降も適用となりました。この在職老齢年金とは、基本月額(加給年金を除く年金額÷12)と総報酬月額相当額(標準報酬月額+標準賞与額の1/12)の合計が48万円をこえるときは、その1/2の年金が支給停止となるものです。

そもそも、厚生年金の保険料を納めなければならない被保険者は70歳までです。70歳未満の在職老齢年金により仮に年金額が減額されたとしてもその間は保険料を同時に納めていますので、将来完全にリタイアしたときにその保険料を納めた期間は年金額に反映され、増額されます。しかし70歳以降は厚生年金の被保険者ではなくなるので、ただ年金額が減額されてしまう、いうなればまったくの「減額損」となってしまいます。

これを防ぐためには、勤務日数と勤務時間を一般従業員のおおむね3/4未満にし、在職老齢年金の適用になる「被用者」から外れなければなりません。受け持つ仕事の都合で勤務日数・時間を減らすことができない場合には、総報酬月額相当額を基本月額と合わせて48万円にならないよう給料等を減らせばよいでしょう。

だからといって給料等を減らすことに納得が得られない、あるいはできないときには、その減額分を原資として生命保険等を活用して、第2(あるいは最初の)の退職金の準備にあてるという手段があります。これをおこなえば、最終的に損をすることはありませんので納得を得られるでしょうし、退職金の税控除額を考えれば節税効果もあります。この退職金準備手段は、70歳以上だけでなく、65歳~70歳の人にも有効ですし、そのときには節税効果だけでなく、社会保険料の節約(会社負担分も含めて)にもなります。

勤務日数・時間、給与等をどれだけ減らせば効果がでるか、興味のある方は当事務所にてシミュレートいたしますのでお声をおかけください。

2. 御社はどっち派? パートさんへのご褒美。 選ぶなら「賞与?」それとも「有給休暇?」

景気が回復するとパート・アルバイトが集まらなくなると言われています。そこでおうかがいします。質の高いパートの人材確保対策として導入するなら「有給休暇」と「賞与」、同額の負担増だとしたら御社はどちらを選択しますか?

有給休暇は労働基準法に定められた労働者の権利で、社員だけでなくパートさんも権利があります。パートの有給は出勤日数で有給の日数を決められます(比例付与)。では有給を与えると会社はどれくらいの負担増になるのでしょうか?

例)時給800円、入社半年後 有給休暇5日発生。(就業日数 月15日、勤務時間 5時間程度)

時給800円×5時間×5日間=20,000円 (有給休暇を賃金として試算)

つまり、年間で20,000円の負担増です。この有給の金額は1時間当たり「 $20,000 \text{円} \div 12 \text{ヵ月} \div 15 \text{日} \div 5 \text{時間} = 21 \text{円}$ 」のコストとなります。つまりこの人の時給は「821円」として考えて、事前に人件費を計算しておくことが必要になります。仮にパートさんに賞与を夏冬10,000円ずつだしても負担増額は同じですね。しかし賞与は労働基準法で何も規定されていません。つまり、企業にしてみれば、賞与で払おうが有給で払おうが出ていくお金は同じですが、法的にはずいぶん違うのです。賞与を減らしてでも有給をきれいにあげることのほうが法違反にならないのです。また、有給は8割以上出勤しないと権利が発生しませんから出勤の奨励にもなります。

パートタイマーは「すぐ休む」「単純労働だけ」「いわれたことしかしない」等、当てにならないという考えの経営者も多くいますが、「休まない」「責任感が強い」「勉強熱心」「向上心が強い」主婦の良いパートさんもたくさんいらっしゃいます。法令順守は良い人材を集める最良の条件のひとつです。

御社もこれで最強パート軍団を作ることも出来るかもしれませんよ。

編集後記

「コムスン事件」で、介護事業の適正な運営が問題視されています。4、5年ほど前から、介護事業の発展のため、国や地方自治体は助成金を大盤振る舞いしました。「介護事業は儲かる!」と始めて始める事業者の方も多くいました。しかし、現場の労働環境は劣悪で、ヘルパーの方は重労働。こういう形でクローズアップされたことで、業界も適正化され、働く人たちの環境が良くなることも祈りたいものです。ちなみに、この4月からの介護がらみの助成金、厳しくなっています。たまには助成金の話も触れておこうと思って書いてみました。(秋山)



社会保険労務士事務所
あおぞら人事・労務サポート
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 4-15-33-710
TEL:0422-44-9487
FAX:0422-44-9477
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)